

「社協だより」 広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会（以下「協議会」という）が発行する「社協だより」（以下「広報紙」という）に掲載する広告の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の要件)

第2条 広報紙に掲載する広告は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するおそれがあるもの
- (2) 協議会の公益性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 詐欺その他正当な取引と認められないもの
- (6) 貸金業に関するもの
- (7) その他掲載する広告として会長が適当でないと認めたもの

(掲載申込み)

第3条 広告掲載の申込をしようとする者（以下「申込者」という）は、社協だより広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿（紙又は電子データ）を添えて、指定された期日までに会長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第4条 会長は、前条の申込みを受けたときは、申込期間終了後速やかに広告掲載の可否を決定し、社協だより広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2. 広告掲載希望が掲載数を超えた場合は、先着順とする。

(掲載の制限)

第5条 同一の事業者等が、同時に2枠以上の掲載をすることはできないものとする。

(広告の規格等)

第 6 条 広告の掲載位置、規格及び広告料は別表のとおりとする。

(広告料の納付)

第 7 条 第 4 条の規定により、広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という）は、会長の指定する期日までに広告料を納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第 8 条 掲載した広告の内容に関する責任は、すべて広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担するものとする。

(掲載の取消し)

第 9 条 会長は、広報紙の編集上支障があるとき又は会長が指定する期日までに広告料の納入がなかったときは、掲載決定を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により、掲載決定を取消したときは、社協だより広告掲載取消通知書（様式第 3 号）を広告主に通知するものとする。

(広告料の還付)

第 10 条 納付済みの広告料は、還付しない。ただし、掲載決定後、広告主の責めによらない理由により広告が掲載できなかったときは、この限りではない。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

広告媒体	位置	規格	広告料 (1回あたり)
社協だより (3.6.9.12月の 各月1日発行)	表紙、裏表紙を 除く下段で社 協が指定する 位置	半枠 縦45mm×横85mm	10,000円(税込)
		全枠 縦45mm×横170mm 2色刷り	15,000円(税込)

様式第 1 号（第 3 条関係）

令和 年 月 日

社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会
会 長 様

申込者
住所

氏名

印

電話

FAX

Email

担当者

社協だより広告掲載申込書

社協だよりに広告を掲載したいので、社協だより広告掲載取扱要綱第 3 条の規定により、広告の原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。

希望掲載号	広告の大きさ
年 月 1 日号	全枠・半枠
年 月 1 日号	全枠・半枠
年 月 1 日号	全枠・半枠
年 月 1 日号	全枠・半枠
広告料	円

様式第2号(第4条関係)

令和 年 月 日

様

社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会
会 長

社協だより広告掲載可否決定通知書

令和 年 月 日付で申込のありました広報紙広告掲載につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定の区分 掲載する
掲載しない

(掲載しない理由)

2 広告掲載号

広告掲載号	広告の大きさ	広告料
年 月 1日号	全枠・半枠	
年 月 1日号	全枠・半枠	
年 月 1日号	全枠・半枠	
年 月 1日号	全枠・半枠	
		計

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

様

社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会
会 長

社協だより広告掲載取消通知書

広告掲載取消しについて、社協だより広報紙広告掲載取扱要綱第9条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定事項 掲載の取消し
- 2 理 由